

鳥取市補助金カルテ

NO.	116	担当課	こども未来課	外線	0857-30-8239
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市連合母子会補助金				
概要	鳥取市連合母子会の活動費補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	事業及び行事の延べ参加人数：200人以上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	母子福祉費	
歳出事業名	市連合母子会補助金					
R8予算	276千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	会議費10千円、消耗品費等90千円、活動旅費29千円、支部・母子部会活動費147千円			R7 (見込)	1	276
				R6	1	258
				R5	1	247
				R4	1	221
補助率・補助額	10分の10			上限額	276千円	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市連合母子会
交付要件	ひとり親家庭及び寡婦の生活基盤の安定化を図る活動をする鳥取市連合母子会であること
対象経費	母子会の運営に係る経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	100.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-5, 2-7 継続した支援や関係づくりにつなげるため全国的に設置されている組織である母子会の安定した運営の確保が必要。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	上限の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	117	担当課	こども未来課	外線	0857-30-8239
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市養育費確保支援事業補助金				
概要	ひとり親家庭等の子どもの健やかな育成を図るため、養育費に係る公正証書等の作成や養育費の不払いの対応に要する費用を補助				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第5条、母子家庭等対策総合支援事業費補助金交付要綱				
創設年度	R5	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	補助対象者のうち、7割以上の者が養育費を受け取っていること。				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	母子福祉費	
歳出事業名	ひとり親家庭自立支援給付金事業費					
R 8 予算	500千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	10件×20千円(上限額) (弁護士報酬以外)			R 7 (見込)	10	200
	2件×100千円(上限額) (養育費の回収(強制執行)に要する 弁護士費用等)			R 6	16	236
	2件×50千円(上限額) (保証契約費用)			R 5	10	182
				R 4	0	0
補助率・補助額		10分の10		上限額		20千円
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	鳥取市に居住し交付申請時にひとり親で、次の受給要件すべてを満たすこと ・①養育費の取決め費用を負担。②未払養育費に係る強制執行申立てに要する経費を負担。③保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結。・①②養育費の取決め債務名義を有している。・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養。・過去に同じ児童を対象に国・県その他団体を含め、養育費の取決めの同内容に係る補助金交付実績・予定がない。
対象経費	①公証人手数料及び公証人役場への費用(養育費以外の法律行為のみの手数料は除く)、家庭裁判所の調停申立・裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、切手代②未払いの養育費に係る強制執行申立てに要する弁護士費用(着手金に限る)、未払い養育費に係る強制執行申立てに要する収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得経費③保証料として本人が初回に負担する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の戸籍謄本又は住民票の写し、領収書・公正証書等の写しにより確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-6 国間接補助で国基準に基づくとともに、子どもの健やかな育成のための養育費の取り決めにあたり、公正証書作成や調停に要する精神的・経済的負担に配慮する必要がある。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	国の動向を把握するとともに、手続きに係る経費を適宜確認し、適正な上限額・補助率の見直しを検討
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-